

## 徳島市放射線量測定器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等が身近な生活環境等における空間放射線量を自ら測定するために、市が所有する放射線量測定器を市民等に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者等)

第2条 放射線量測定器の貸出しの対象者は次のとおりとする。

- (1) 市内に住所若しくは事務所を有し、又は固定資産を所有し、若しくは賃貸している20歳以上の者
- (2) 市内に事務所を有し、又は固定資産を所有し、若しくは賃借している法人その他の団体

(貸出期間)

第3条 放射線量測定器の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して3日以内(当該期間の末日が市の休日(徳島市の休日を定める条例(平成元年徳島市条例第25号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、市の休日の翌日まで)とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 放射線量測定器の貸出しは、市の休日を除いた日の午前9時から午後4時30分までにおいて行う。

(貸出台数)

第4条 放射線量測定器の貸出台数は、1回につき1台とする。

(貸出料)

第5条 放射線量測定器の貸出しは、無料とする。

(貸出申請等)

第6条 放射線量測定器の貸出しを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、徳島市放射線量測定器貸出申請書(別記様式)を市長に提出するものとする。

2 第2条第2号に該当するものが前項の申請を行うときは、申請者が同号に該当する法人その他の団体であることを証明することができる書類を提示しなければならない。

(貸出許可等)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときには、その内容を審査し、適当と認めるときには、放射線量測定器を貸し出すものとする。

2 放射線量測定器を用いて測定する地点は徳島市内であって、申請者が所有し、又は管理する土地とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地又は施設において測定することができる。

3 前条第1項の申請について営利を目的とするものと認められる場合は、放射線量測定器の貸出しを行わないものとする。

4 第2条第1号に該当する者が第1項の規定により貸し出される放射線量測定器を受領するときは、運転免許証、健康保険被保険者証その他本人であることを確認する

ことができる書類を提示しなければならない。

- 5 第2条第2号に該当するものが第1項の規定により貸し出される放射線量測定器を受領するときは、当該放射線量測定器を受領する者について、当該法人その他の団体に所属する者であること及び本人であることを確認することができる書類を提示しなければならない。

(借受者の責務)

第8条 放射線量測定器の貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、その放射線量測定器を善良な管理者の注意義務をもって使用し、及び管理しなければならない。

- 2 借受者は、その放射線量測定器を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供すること等をしてはならない。

- 3 借受者は、その放射線量測定器を損傷し、又は紛失したときは、市に対し損害賠償の責めを負うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りではない。

(返却)

第9条 借受者は、貸出期間の末日までにその放射線量測定器を市長の指定する場所に返却しなければならない。

(報告)

第10条 市長は、借受者に対し、測定値等のデータの提供を求めることができる。

(市の免責)

第11条 市は、放射線量測定器の貸出しにより借受者又は第三者に損害が生じた場合において、その賠償の責めを負わない。この場合において、市がその損害を賠償したときは、当該借受者に対してその賠償に要した費用を求償する。

(管轄裁判所)

第12条 この要綱に基づく放射線量測定器の貸出しに関する紛争は、全て徳島地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年7月13日から適用する。